

第101期 決算 公 告

2023年6月21日

大阪市北区茶屋町18番14号

株式会社 池田泉州 銀行

取締役頭取兼CEO 鶴川 淳

貸借対照表（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	815,791	預 金	5,615,913
現 預 け	61,012	当 座 預 金	247,755
コ ー ル ー	754,779	普 通 預 金	3,491,743
金 一 ル の 信	7,692	貯 蓄 預 金	23,847
有 価 証 券	15,010	通 知 預 金	12,335
国 債	492,408	定 期 預 金	1,814,041
地 方 債	43,207	定 期 積 金	9
社 債	115,278	そ の 他 の 預 金	26,181
株 式 債	198,189	譲 渡 性 預 金	2,000
そ の 他 の 証 券	32,295	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,371
貸 出	103,437	借 入	329,655
割 引 手 貸 付	4,786,346	外 国 為 替	329,655
手 形 書 座	7,909	未 払 外 国 為 替	314
外 国 為 替	35,311	信 託 勘 定 負 債	94
外 買 取	4,483,207	未 払 法 人 税	220
そ の 他 資 産	259,918	未 前 受 取 金	1,660
前 未 収 入	5,856	従 業 員 預 り 金	28,106
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	5,428	給 付 補 填 備 金	591
有 形 固 定 資 産	192	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,831
建 土 一 ス 資 勘 定 資 産	235	リ ー ス 債 務	775
建 設 仮 固 定 資 産	35,446	資 産 除 去 債 務	1,319
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	430	賞 与 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	2,667	役 員 賞 与 引 当 金	3,824
ソ フ ト ウ ェ ア	2,868	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	464
前 繰 支 払	2,167	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	7
支 払	27,311	偶 発 損 失 引 当 金	671
倒 引 当	31,425	支 払 承 諾	18,621
	13,474	負 債 の 部 合 計	5,991,271
	15,056	(純 資 産 の 部)	
	7	資 本	61,385
	22	資 本 剰 余 金	88,862
	2,866	資 本 準 備 金	26,992
	3,742	そ の 他 資 本 剰 余 金	61,869
	2,889	利 益 剰 余 金	66,008
	853	利 益 準 備 金	13,791
	15,639	そ の 他 利 益 剰 余 金	52,216
	5,919	繰 越 利 益 剰 余 金	52,216
	6,299	株 主 資 本 合 計	216,256
	△9,029	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,976
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	45
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,022
		純 資 産 の 部 合 計	221,278
資 産 の 部 合 計	6,212,550	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,212,550

損益計算書 (2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	73,973
資金運用収益	47,159
貸出金利	39,433
有価証券利息配当金	6,341
コールポートフォリオ	132
預け金	1,217
その他の受入利息	34
信託報酬	26
役務取引等収益	19,799
受入為替手数料	2,058
その他の役務収益	17,740
その他の業務収益	2,961
外国為替売買益	1,380
国債等債券売却益	1,548
金融派生商品収益	32
その他の経常収益	4,026
貸倒引当金戻入益	3,102
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	76
償却債権取立益	284
株式等売却益	181
金銭の信託運用益	53
その他の経常収益	327
経常費用	64,031
資金調達費用	1,661
預金利息	638
譲渡性預金利息	0
コールポートフォリオ	△102
債券貸借取引支払利息	954
借入金利息	5
金利スワップ支払利息	158
その他の支払利息	6
役務取引等費用	9,691
支払為替手数料	306
その他の役務費用	9,384
その他の業務費用	11,632
国債等債券売却損	11,632
営業経常費用	39,107
その他の経常費用	1,938
貸出金償却	1,094
株式等売却損	37
金銭の信託運用損	41
その他の経常費用	764
経常利益	9,942

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	32
固 定 資 産 処 分 益	1
株 式 報 酬 受 入 益	31
特 別 損 失	368
固 定 資 産 処 分 損	66
減 損 損 失	161
そ の 他 の 特 別 損 失	140
税 引 前 当 期 純 利 益	9,605
法人税、住民税及び事業税	201
法 人 税 等 調 整 額	1,126
法 人 税 等 合 計	1,327
当 期 純 利 益	8,277

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,714百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型報酬の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で算出しております。

8. 株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る。）の認識基準については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）第94項に従い、下記のとおり計上しております。

- (1) 市場価格のある株式：各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて、未収配当金を見積り計上
- (2) 市場価格のない株式：発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払いを受けるものについて、その支払いを受けた日の属する事業年度に計上

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定するグループ通算制度を適用しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約、償還に伴う損益は「有価証券利息配当金」にて処理しております。投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1 貸出金等の評価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 9,029 百万円

うち実質無利子・無担保融資（以下「ゼロゼロ融資（注）」という。）に下方遷移リスクの影響を考慮した貸倒引当金 1,203 百万円

（注）ゼロゼロ融資とは、新型コロナウイルス禍において、業績が悪化した事業者に対して、実質的に無利子（一定期間）・無担保・保証料減免で行われた融資で、最大5年間の元金返済据置が可能。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行の貸倒引当金は、資産の自己査定基準に基づき債務者区分を判定し、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載の通り、債務者区分に応じた一定の計算手法により算出しております。なお、要管理先以外の要注意先（以下「その他要注意先」という。）については、信用格付に基づく2区分（主に貸出条件の変更を実施した貸出先が属する下位格付とそれ以外の上位格付）にグルーピングして、貸倒引当金を算定しております。

また、ゼロゼロ融資の元金返済猶予先のうち、現状の債務者区分が正常先またはその他要注意先の上位格付の貸出先については、一定割合が再度の元金返済猶予の申し出により、その他要注意先の下位格付に下方遷移する可能性を考慮し、予想損失額の修正として、当事業年度末に貸倒引当金を追加計上しております。

なお、従来、新型コロナウイルス感染症拡大による経済環境の急激な悪化を踏まえ、将来の債務者区分の下方遷移の可能性を考慮した「見做し債務者区分」に基づき貸倒引当金を計上しておりましたが、感染症の位置づけが5類感染症になるなど、経済環境への影響は薄れてきていることから、当事業年度末において、「見做し債務者区分」に基づく貸倒引当金を取り崩しております。

② 主要な仮定

業況が悪化した事業性貸出先に係る債務者区分の判定における主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であります。「貸出先の将来の業績見通し」は、各貸出先の収益獲得能力を個別に評価して、仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症関連の規制が緩和され、経済環境に与える影響は薄れてきておりますが、一方で、サプライチェーンの混乱や、ロシアのウクライナ侵攻と円安による物価高等の影響を含む将来の経済環境には不透明感があります。個別の評価にあたっては、これらの影響を考慮して、債務者区分を判定しております。

また、予想損失額の修正にあたっては、ゼロゼロ融資の元金返済猶予先のうち、現状の債務者区分が正常先またはその他要注意先の上位格付の貸出先については、過去と同水準の債務者区分ないし信用格付の下方遷移が今後も継続すると仮定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

貸出先の業績変化や事業戦略の成否等によっては、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

繰延税金資産（純額）5,919 百万円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は 9,125 百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 30 年 2 月 16 日）に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。

将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、2023 年度業務計画における収益計画に、将来の不確実性を考慮したストレスシナリオを反映させるとともに、将来発生する税務調整項目を加減算しております。

なお、当行はグループ通算制度を採用していることから、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に基づき、グループ通算制度適用会社全体の所得を見積っております。

② 主要な仮定

将来の合理的な見積可能期間（回収可能期間）5 年間における一時差異等加減算前課税所得の見積りにあたっての主要な仮定は、以下のとおりであります。

資金利益	2023年度業務計画の収益計画にストレスシナリオを考慮して、回収可能期間における平均値は、過去5年実績値平均比△4.3%と仮定
役務取引等利益	2023年度業務計画の収益計画にストレスシナリオを考慮して、回収可能期間における平均値は、過去5年実績値平均比△26.1%と仮定
与信費用	回収可能期間における平均値は、各年度の事業性貸出金残高の0.1%と仮定

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

将来の経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度以降の財務諸表における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末において、回収可能期間における将来減算一時差異等の解消スケジュールは変化なく、回収可能期間における一時差異等加減算前課税所得の仮定が、以下のとおり変化した場合における影響額（感応度）は以下のとおりであります。

仮定	想定する変化	影響額（感応度）
一時差異等加減算前課税所得	回収可能期間を通じて 各年度10億円減少	繰延税金資産取崩額 約3億円

（会計上の見積りの変更）

（貸倒引当金の見積りの変更）

一般貸倒引当金については、債務者区分毎にグルーピングして、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しておりました。

しかしながら、ゼロゼロ融資の初回元金返済の本格化に伴い、ゼロゼロ融資の元金返済猶予先のうち、現状の債務者区分が正常先またはその他要注意先の上位格付の貸出先については、一定割合が再度の元金返済猶予の申し出により、その他要注意先の下位格付に下方遷移する可能性があるとして予想されます。このリスクを踏まえた引当が必要と判断し、検討を進めた結果、当事業年度末においてデータの分析及び整備が完了し体制が整ったことから、これに対する予想損失額の見積りが可能となりました。

このため、従来の債務者区分のうちその他要注意先について、信用格付に基づく2区分（主に貸出条件の変更を実施した貸出先が属する下位格付とそれ以外の上位格付）にグルーピングして予想損失額を算定する方法に変更しております。

また、ゼロゼロ融資の元金返済猶予先のうち、今後信用リスクが増加する可能性が高いと想定される貸出先については、その影響額を追加で見積り、予想損失額の修正として追加計上しております。

この見積りの変更により、当事業年度の一般貸倒引当金は877百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は877百万円減少しております。

（追加情報）

（グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い）

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（親会社株式を除く）8,098百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に40,203百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,715百万円
危険債権額	43,017百万円
要管理債権額	3,187百万円
三月以上延滞債権額	166百万円
貸出条件緩和債権額	3,021百万円
小計額	47,920百万円
正常債権額	4,770,343百万円
合計額	4,818,264百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,118百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、9,705百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	283,562百万円
貸出金	271,939百万円
その他の資産	88百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,281百万円
債券貸借取引受入担保金	4,371百万円
借入金	329,200百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金は20,000百万円及び保証金は3,554百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、730,854百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が702,299百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 45,942百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 371百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は23,467百万円であります。

11. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

12. 関係会社に対する金銭債権総額 50,494百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 39,005百万円

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は750百万円であります。

15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.41%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 868百万円

役務取引等に係る収益総額 1,216百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 105百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 2,813百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 40百万円

営業経費総額 1,347百万円

2. 「その他の経常費用」には、保証協会負担金303百万円を含んでおります。

3. 「その他の特別損失」は、抜本的な店舗機能見直しに基づく店舗移転等に係る一時費用であります。

4. 当事業年度において、下記の資産について、使用方法の変更に伴い、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
大阪府	営業用店舗4カ所	土地・建物等	161

当行は、原則として、継続的に収支の管理・把握をしている管理会計上の最小単位である営業用店舗単位で、グルーピングを行っております。また、本店、研修所、集中センター、福利厚生施設などの独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。

減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。使用価値につきましては、使用期間が短期間であることから、割引計算を行っておりません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、地域金融機関として各種金融サービスに係る事業を行っています。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等のマーケット業務において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しています。市場環境等の変化に応じた戦略目標等の策定に資するため、これらの資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されています。

また、保有有価証券は、主に株式、債券、投資信託等であり、その他有価証券として、純投資目的及び政策投資目的で保有するほか、一部は満期保有目的の債券、売買目的有価証券として保有します。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及びマーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクに晒されています。

主な金融負債である預金については、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの調達資金については、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されています。また、これらの金融負債は、金融資産と同様、金利変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、顧客ニーズへの対応や、資産・負債のリスクコントロール手段を主な目的として利用しています。また、トレーディング（短期的な売買差益獲得）の一環として、債券や株式の先物取引等を利用しています。これらのデリバティブ取引は、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスク（カウンターパーティーリスク）及びマーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当行は、フロント部門から独立したリスク管理部署を設置し、リスク管理についての基本方針を定めています。具体的には、リスク管理に関する体制及びリスク管理基本規定等の諸規定を取締役会で定め、リスクカテゴリー毎の責任部署を明確にするとともに、それらを統括するリスク管理統括部署を設置しています。

さらに、「リスク管理委員会」並びに「ALM委員会」を設置し、当行のリスクの状況を把握するとともに、課題及び対応策を審議しています。それらの審議事項を取締役会等に付議・報告することにより、経営レベルでの実効性のあるリスク管理体制を構築しています。

① 統合的リスク管理

当行は、当行のリスク管理基本規定及び統合的リスク管理に関する諸規定に従い、統合的リスク管理を行っています。

具体的には、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスクや銀行勘定の金利リスク等も含めて、信用リスクや市場リスク等のリスクカテゴリー毎の方法で評価したリスクを統合的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、統合的な管理を行っています。

② 信用リスクの管理

当行は、当行の信用リスク管理規定及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、与信ポートフォリオの分析・管理を行っています。また、個別案件の与信管理については、審査、内部格付、資産自己査定等の体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店、審査部署、リスク管理部署により行われ、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクについても、リスク管理部署が、信用情報や時価の把握をモニタリングし、定期的にとり締役会等へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署が監査をしています。

③ 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理

当行は、当行の市場リスク管理規定及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、マーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクの管理を行っています。具体的には、リスク管理部署がバリュー・アット・リスク（V a R）を用いて市場リスク量を把握するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールすることを目的として、継続的なモニタリングを実施し、リスク限度額の遵守状況を監視しています。有価証券については、上記のリスク限度額管理に加えて、損失に上限を設定し、管理しています。なお、これらの情報はリスク管理部署から、リスク管理委員会及び取締役会へ定期的に報告されています。

また、A L M委員会において、資産・負債構造ならびに金利リスクの把握・確認を行うとともに、今後の対応等の協議を行っています。具体的には、A L M担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等を行うことにより、安定的かつ継続的な収益の確保に努めています。

なお、外為取引や外債投資等の為替リスクを伴う取引を行っていますが、為替持高をできるだけスクウェアに近い状態にすることで、為替リスクの低減に努めています。

(ii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を図るとともに、市場リスク管理に関する諸規定に従い取引を行っています。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクは他のリスクに比べて日々の変動が大きいため、当行では、預金、貸出金や有価証券などの金融商品の市場リスク量を、V a Rを用いて日次で把握、管理しています。

このV a R算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間240営業日）を採用しています。

2023年3月31日(当期の決算日)現在で当行の金融商品の市場リスク量（損失額の推計値）は、金利が345億円、株式が65億円となっています。また、相関を考慮した市場リスク量全体では373億円となっています。

なお、当行では、金融商品のうち市場変動の影響が大きい有価証券関連のV a Rについて、市場リスク計測モデルの正確性を検証するために、モデルが算出した保有期間1日のV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行しています。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、当行の資金流動性リスク管理規定及び資金流動性リスク管理に関する諸規定に従い、資金調達に係る流動性リスクの管理を行っています。

具体的には、A L M担当部署や資金為替担当部署が、全体の運用・調達状況を適時適切に把握するとともに、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を図るなど、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、安定した資金繰りの確保に努めています。

また、リスク管理部署は、短期間に資金化可能な流動性準備資産額を定期的に確認することで、流動性リスク顕現化時の対応力を把握するとともに、資金繰り管理の適切性をモニタリングし、リスク管理委員会や取締役会等に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。

また、現金預け金、コールローン、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、債券貸借取引受入担保金並びに信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	15,010	15,010	—
(2) 有価証券 その他有価証券	472,376	472,376	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	4,786,346 △8,989		
	4,777,357	4,773,374	△3,982
資産計	5,264,744	5,260,762	△3,982
(1) 預金	5,615,913	5,615,876	△37
(2) 借入金	329,655	329,650	△5
負債計	5,945,569	5,945,526	△42
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,051)	(1,051)	—
デリバティブ取引計	(955)	(955)	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）市場価格のない株式等（非上場株式を含む）及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等（＊1、2）	4,348
組合出資金（＊3）	7,584

（＊1）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当事業年度において、減損処理はありません。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	11,502	3,508	—	15,010
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	43,207	115,278	—	158,486
社債	—	174,758	23,430	198,189
株式	21,774	—	—	21,774
外国証券	4,581	—	—	4,581
投資信託等	1,292	63,788	—	65,080
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,868	—	2,868
資産計	82,358	360,202	23,430	465,991
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,824	—	3,824
負債計	—	3,824	—	3,824

（※1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は24,264百万円であります。

（※2）第24－9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は 評価換算差額等		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※）
	損益に計上（※）	その他有価証券評価差額金に計上					
26,087	823	△1,134	△1,512	—	—	24,264	—

（※）損益計算書の「その他業務利益」に含まれております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	123,265	4,650,109	4,773,374
資産計	—	123,265	4,650,109	4,773,374
預金	—	5,615,876	—	5,615,876
借入金	—	329,650	—	329,650
負債計	—	5,945,526	—	5,945,526

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類し、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッド及び予想損失率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

また、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関等から提示された価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

負債
預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当事業年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
其他有価証券				
社債(私募債)	割引現在価値	信用スプレッド	△0.271%～0.169%	0.079%
	キャッシュ・フロー控除法	予想損失率	100%	100%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は評価換算 差額等		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価への振替	レベル3 の時価からの振替	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する 金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に 計上 (*)	其他有 価証券評価差額金 に計上					
有価証券								
其他有価証券								
社債(私募債)	25,985	△0	△2	△2,551	—	—	23,430	—

(*) 損益計算書の「国債等債券売却益」及び「国債等債券売却損」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行ではリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってバック部門が時価を算定しております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッド及び予想損失率であります。信用スプレッドは、信用格付毎の新規実行レート of 加重平均金利と市場金利との乖離であり、決算日から6か月以内の実績を基に算定した推定値であり、このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。予想損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券又は貸出金から担保の評価額及び保証による回収が可能と見込まれる額を控除した額に占める割合であり、このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等のため、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	8,098
関連法人等株式	0
合計	8,098

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,477	9,117	11,360
	債券	30,993	30,966	27
	国債	10,001	9,987	13
	地方債	12,556	12,553	2
	短期社債	—	—	—
	社債	8,436	8,425	11
	その他	27,519	23,584	3,935
	小 計	78,991	63,668	15,323
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,296	1,555	△258
	債券	325,681	329,935	△4,254
	国債	33,206	33,374	△167
	地方債	102,722	106,602	△879
	短期社債	—	—	—
	社債	189,752	192,959	△3,206
	その他	66,407	71,184	△4,777
	小 計	393,385	402,675	△9,289
合 計		472,376	466,343	6,033

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	4,348
組合出資金	7,584
合 計	11,933

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,457	179	37
債券	79,300	0	3,130
国債	78,594	—	3,118
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	705	0	12
その他	106,644	1,547	8,502
合 計	188,402	1,727	11,670

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価（以下、「月中平均時価」という。）が50%以上下落した場合、または、月中平均時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,010	10

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

繰延税金資産

貸倒引当金	7,844 百万円
繰越欠損金(注2)	3,294
有価証券評価損	2,775
減価償却費	503
賞与引当金	462
資産除去債務	205
未払事業税等	157
その他	2,403
繰延税金資産小計	17,645
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△368
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,151
評価性引当額小計(注1)	△8,519
繰延税金資産合計	9,125
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,912
その他有価証券評価差額金	△1,123
未収配当金益金不算入	△91
その他	△78
繰延税金負債合計	△3,206
繰延税金資産の純額	5,919 百万円

(注1) 評価性引当額が1,200百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に対する評価性引当額の減少によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*1)	—	2,353	—	35	—	905	3,294
評価性引当額	—	△368	—	—	—	—	△368
繰延税金資産	—	1,985	—	35	—	905	(*2)2,926

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金3,294百万円について、繰延税金資産2,926百万円を計上しております。
当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	当事業年度 計上額
顧客との契約から生じる収益	
預金・貸出業務	3,202
為替業務	2,058
証券関連業務	881
代理業務	344
保護預り・貸金庫業務	459
投資信託・保険販売業務	4,155
その他	2,407
計	13,508
その他の収益(注1)	60,465
合計	73,973

(注) 1 「その他の収益」には、主に次の取引が含まれております。

①金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の範囲に含まれる金融商品に係る取引

②金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 収益の計上時期

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、収益を認識しております。一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(2) 収益の計上額

収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	当事業年度期首 (2022年4月1日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	684	840
契約資産	175	178
契約負債	398	294

(注) 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」に、それぞれ含めております。

(2) 当事業年度に認識した収益のうち当期首現在の契約負債残高に含まれていたもの

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの	264

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年3月31日)
1年内	214
1年超	80
合計	294

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,187円94銭
1株当たりの当期純利益金額	156円66銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社池田泉州ホールディングス	大阪市北区	102,999	銀行持株会社	(被所有)直接100.0%	経営管理等役員の兼任	経営管理料の支払	941	—	—
							金銭貸借	25,000	当座貸越	25,000
							取引	76	未収収益	76

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 経営管理契約については、一般的な取引条件で行っております。

2. 経営管理料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 金銭貸借取引については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	池田泉州信用保証株式会社	大阪市北区	180	住宅ローン等の保証	(所有) 直接100.0% 間接—%	当行貸出金の保証	貸出金の保証	1,314,290	—	—
							保証料の支払	762	未払費用	75
							代位弁済の受入	322	—	—
子会社	近畿信用保証株式会社	大阪市北区	100	住宅ローン等の保証	(所有) 直接100.0% 間接—%	当行貸出金の保証	貸出金の保証	522,331	—	—
							保証料の支払	395	未払費用	31
							代位弁済の受入	786	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 貸出金の被保証については、一般的な取引条件で行っております。

2. 保証料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(企業結合等関係)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。